

# 淡路広域水道企業団公用車の運転者服務規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 8 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、公用車を運転する者（以下「運転者」という。）の服務の厳正と交通の安全を図ることを目的として運転者が服務上守らなければならない事項を定めるものとする。

(運転者の義務)

**第 2 条** 運転者は、常に法令を遵守し、この規程に従い、安全運転管理者の指示及び指導のもとに安全運転に努めるものとする。

(健全な心身の保持)

**第 3 条** 運転者は、安全運転は健全な心身に基づくものであることを自覚し、常に安全運転ができるよう体調を整えておくよう努めなければならない。

(運転時の服装)

**第 4 条** 運転者が運転業務に従事するときは、運転に適した服装をし、常に清潔に留意しなければならない。

(過労等の申出)

**第 5 条** 運転者は、疾病、過労、飲酒その他の理由のため、安全な運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を所属長又は安全運転管理者（以下「所属長等」という。）に申し出なければならない。

(乗務準備)

**第 6 条** 運転者は、乗務する場合に次に掲げる事項の確認を行うものとする。

- (1) 運転命令及び指示、伝達事項の確認をすること。
- (2) 運転免許証、携帯品及び車両備付器具等の確認をすること。
- (3) 運転車両の整備を行うこと。

(運転等)

**第 7 条** 運転者は、所属長等の許可なくみだりに運転を変更し、又は担当車両を他の職員に運転させてはならない。

(格納場所)

**第 8 条** 特別の事情がある場合を除き、公用車は、必ず指定の格納場所へ駐車するものとする。

(日常（運行前）点検)

**第 9 条** 運転者は、始業前には必ず日常（運行前）点検を行い、その結果を運転日誌（別記様式）に記載するものとする。

（安全運転に専念する義務）

**第 10 条** 運転者は、運転中は雑念、考え事又は同乗者との談話を避け、安全運転に全力を尽くさなければならない。

（運転日誌）

**第 11 条** 運転者は、運転業務が終了したときは、運転日誌に記載するものとする。

（交通事故の処置）

**第 12 条** 運転者は、交通事故を起こしたときは、直ちに被害者の救護、警察署への急報その他の応急措置を行うとともに、当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷の程度、損壊した物及びその程度並びに当該交通事故について講じた措置を所属長等に報告しなければならない。

（交通違反等の報告）

**第 13 条** 運転者は、職務の内外を問わず交通に関する法令に違反したとき又は交通事故若しくは交通違反による処分が決定したときは、速やかに所属長等に報告しなければならない。

（身上異動等の報告）

**第 14 条** 運転者は、運転免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更事項を所属長に届け出なければならない。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。